

## 11 國際・國內機関に関する用語（総計60）

### 11-1 國際機関（31）

#### 11-1-1 國際機関関係

##### 11-1-1-1

###### **国際連合食糧農業機関**

(FAO)

FAO:

Food and Agriculture  
Organization of  
the United Nations

国連の専門機関として、1945年10月16日に設立。

世界各国の国民の栄養水準と生活水準の向上、農業生産性の向上および農村住民の生活条件の改善を通じて、貧困と飢餓の緩和を図ることを目的としている。

加盟は187ヶ国およびEC（2003年12月時点）、本部はローマ（イタリア）。

FAOホームページ <http://www.fao.org/>

##### 11-1-1-2

###### **世界保健機関（WHO）**

WHO:

World Health  
Organization

国連の専門機関として、1948年4月7日に設立。

「すべての人民が可能な最高の健康水準に到達すること」（世界保健憲章第1条）を目的としている。

加盟国数は192ヶ国（2005年1月時点）、本部はジュネーブ（スイス）。

WHOホームページ <http://www.who.int/>

##### 11-1-1-3

###### **FAO/WHO合同食品規格**

###### **委員会**

コーデックス  
(Codex委員会)

Codex Alimentarius  
Commission

消費者の健康の保護と食品の公正な貿易の確保を目的として、1963年に第1回総会が開催された。

国際食品規格を作成している。

参加国は171ヶ国+地域経済統合機関としてECが加盟、27の部会と二つの特別部会からなる（2005年1月時点）。

Codexホームページ <http://www.codexalimentarius.net/>

##### 11-1-1-4

###### **FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）**

JECFA:

Joint FAO/WHO

Expert Committee on

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、1956年から活動開始。FAO、WHO、それらの加盟国およびコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、添加物、汚染物質、動物用医薬品などの安全性評価を行う。

通常年2回開催（添加物・汚染物質で1回、動物用医薬品

Food Additives

で 1 回)。

11-1-1-5

**FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR)**

JMPR:

Joint FAO/WHO

Meeting on Pesticide

Residues

FAO と WHO が合同で運営する専門家の会合として、1963 年から活動開始。

FAO、WHO、それらの加盟国およびコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、農薬の残留レベルや農薬の一日摂取許容量 (ADI) について科学的評価を行う。

通常年 1 回開催。

11-1-1-6

**FAO/WHO合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA)**

JEMRA:

Joint FAO/WHO Expert

Meetings on

Microbiological Risk

Assessment

FAO と WHO が合同で運営する専門家の会合として、2000 年から活動開始。

FAO、WHO、それらの加盟国およびコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、リスク評価に関する科学的情報の整理、ガイドラインの作成、データの収集・整理、リスク管理におけるリスク評価活用方法の指導、情報および技術の提供を行う。

11-1-1-7

**国際獣疫事務局 (OIE)**

OIE:

Office International des

Epizooties

動物の伝染性疾病の状況に関する情報の透明性の確保を目的として、国際協定に基づく国際機関として 1924 年に設立。

家畜に関する科学的情報の収集と普及、家畜の伝染性疾病の制御に向けた国際協力や専門的知見の提供、家畜の国際的取引のための衛生規約の策定を行っている。

参加国は 167 カ国（2004 年時点）、本部はパリ（フランス）。

OIE ホームページ <http://www.oie.int/>

11-1-1-8

**国際癌研究機関 (IARC)**

IARC:

International Agency for

Research on Cancer

WHO の一機関として設立。世界の発がん状況の監視、発がんの原因特定、発がん物質のメカニズムの解明、発がん制御の科学的戦略の確立を目的に、疫学的試験と実験的試験を行う。

所在地はリヨン（フランス）。

IARC ホームページ <http://www.iarc.fr/>

11-1-1-9

### **経済協力開発機構 (OECD)**

OECD:  
Organization for  
Economic Co-operation  
and Development

欧洲 16ヶ国で構成された OEEC に米国、カナダが加わり、  
1961年9月に設立。

先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、  
貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とする。

加盟国は 30ヶ国（2005年1月時点）、事務局はパリ（フランス）。

OECD ホームページ <http://www.oecd.org/home/>

11-1-1-10

### **世界貿易機関 (WTO)**

WTO:  
World Trade  
Organization

1995年1月1日設立。可能な限り貿易の円滑化、自由化を実現するため、交渉を通じて多国間の貿易ルールを策定する国際機関の一つ。

加盟国は 148ヶ国（2004年10月時点）、事務局はジュネーブ（スイス）。

WTO ホームページ <http://www.wto.org/>

11-1-1-11

### **国際標準化機構 (ISO)**

ISO:  
International  
Organization for  
Standardization

各国の規格を扱う機関のネットワークとして、1947年2月23日設立。

国連と異なり、メンバーは政府代表ではなく民間団体または公共機関だが、加盟できるのは各国一機関のみ。産業に関する規格の国際的統一や協調を目的とする。

加盟国は 146ヶ国（2004年12月時点）、事務局はジュネーブ（スイス）。

ISO ホームページ <http://www.iso.ch/>

11-1-2 欧州関係

11-1-2-1

### **欧州連合 (EU)**

EU:  
European Union

ヨーロッパ内において、既存の国家はそのままに、経済的・社会的な統合を進めている地域共同体。

ノルウェー、スイスなどを除いたおもな西欧諸国 15ヶ国に、新たに東欧など 10ヶ国が加盟（2004年）し、2005年1月現在では計 25カ国が加盟している。

経済統合の一環として、2002年1月に統一通貨ユーロも導入

した。

#### 11-1-2-2

##### **欧洲委員会（EC）**

EC:

European Commission

欧洲連合理事会（閣僚理事会）と欧洲議会に、EUの共通政策を提案する立法機関。

全体の委員長、副委員長4人、分野別に20ある委員会の長、計25人で構成する。

22委員会の下は、33局に分かれている。

欧洲委員会ホームページ <http://europa.eu.int/>

#### 11-1-2-3

##### **欧洲連合理事会**

##### **（閣僚理事会）（CoEU）**

CoEU:

Council of the European Union

EUの主要な意志決定機関であり、EUの各加盟国を代表する閣僚で構成される。

ヨーロッパ内の人権、民主主義、法の支配を、加盟国の協調を高めて実現しようとする評議会で、人権問題、テロ対策、生命倫理など幅広い分野において活動するが、防衛は対象外。

事務局以下、加盟国外相による閣僚委員会、国会議員代表団による議員会議などで構成する。

#### 11-1-2-4

##### **欧洲食品安全機関**

##### **（EFSA）**

EFSA:

European Food Safety Authority

欧洲委員会とは法的に独立した機関として2002年4月に新設。食品の安全性に関して、欧洲委員会などに独立した科学的な助言を与える。リスク評価は、同機関内の科学パネルが担う。

作物の病虫害、飼料、動物福祉を含めた、あらゆる食品にかかるリスクが評価の対象となる。

EFSAホームページ <http://www.efsa.eu.int/>

#### 11-1-2-5

##### **EC科学運営委員会**

##### **（EC SSC）**

EC SSC:

EC Scientific Steering Committee

食品、獣医分野、医薬品などの科学技術に関する助言委員会の一つ。

例えば、BSEに関連して、牛乳の安全性などを科学的に評価し、欧洲委員会の保健・消費者保護総局に報告する。

2003年4月10日および11日の最終委員会をもって6年間の任務を終了し、欧洲食品安全機関（EFSA：European Food Safety Authority）の科学委員会（Scientific Committee）に引き継がれた。

### 11-1-3 米国関係

#### 11-1-3-1

##### 米国農務省（USDA）

USDA:

米国政府機関の一つ。

農業全般を担当している。

United States

FSIS（米国食品安全検査局: Food Safety Inspection Service）

Department of

などの 19 の部局からなる。1862 年設立。

Agriculture

本部はワシントン D.C.。

USDA ホームページ <http://www.usda.gov/>

#### 11-1-3-2

##### 米国食品安全検査局 (FSIS)

FSIS:

米国農務省（USDA:United States Department of Agriculture）  
の局の一つ。

Food Safety and  
Inspection Service

畜肉、家きん肉および鶏卵の安全性や適正な表示を確保する  
ため、これらの検査、加工工場の安全性基準の設定、リスク評  
価、食育などを行う。

本部はワシントン D.C.。

#### 11-1-3-3

##### 米国食品医薬品庁 (FDA)

FDA:

米国健康福祉省（Department of Health and Human Services）  
に設置された 12 の機関の一つ。

Food and Drug  
Administration

医薬品、食品、医療機器、化粧品などの効能や安全性を確保  
することを通じ、消費者の健康を保護することを目的として、企業  
が行った安全性試験の検証、製品の検査・検疫、安全を確保す  
るための規制、調査研究を行う。

本部はメリーランド州ロックヴィル。

FDA ホームページ <http://www.fda.gov/>

#### 11-1-3-4

##### 米国食品安全・応用栄 養センター（CFSAN）

CFSAN:

米国食品医薬品庁（FDA:Food and Drug Administration）  
を構成する六つのセンター（および二つのオフィス）の一つ。

Center for Food Safety  
and Applied Nutrition

食品や化粧品の安全性や適正な表示を確保することにより國  
民の健康を保護することを目的として、添加物、汚染物質、バイ  
オテクノロジー関連食品のリスク評価を行うとともに、それら食品  
および化粧品の危害要因や表示についての規制など行う。

本部はメリーランド州カレッジパーク。

#### 11-1-3-5

##### **米国疫病管理予防センター (CDC)**

CDC:

Centers for Disease  
Control and Prevention

米国健康福祉省 (Department of Health and Human Services) に設置された 12 の機関の一つ。

疫病の防止・制御を図ることにより健康な生活を促進することを目的として、健康や安全性についての信頼できる情報の提供、州政府や民間企業などとの連携強化を図る。

本部はジョージア州アトランタ。

CDC ホームページ <http://www.cdc.gov/>

#### 11-1-3-6

##### **米国環境健康科学研究所 (NIEHS)**

NIEHS:

National Institute of  
Environmental Health  
Sciences

米国健康福祉省 (Department of Health and Human Services) に設置された 12 の機関の一つである国立衛生研究所 (National Institutes of Health) を構成する 27 の研究所の一つ。

環境と病気の関連性を解明することにより、環境に関連する病気を削減することを目的として、鉛、水銀、アスベストなどの化学物質や農薬などの危害要因の削減や細胞レベルでの病気の原因究明についての調査研究を行う。

本部は、ノースカロライナ州リサーチトライアングルパーク。

NIEHS ホームページ <http://www.niehs.nih.gov/>

#### 11-1-3-7

##### **米国環境保護庁 (EPA)**

EPA:

Environmental  
Protection Agency

連邦政府にある 15 の省とは別に設置された独立機関の一つ。

国民の健康と自然環境を保護することを目的として、規制、州政府の環境保護事業への補助、調査研究、環境保護に取組む企業などへ補助などを行う。食品の安全性関連では、農薬の安全性や残留基準および飲料水の安全性の基準について所管している。

本部はワシントン D.C.。

EPA ホームページ <http://www.epa.gov/>

#### 11-1-4 その他の国関係

##### 11-1-4-1

##### **英国環境・食料・農村**

英国政府機関の一つ。現在および将来の世代を通じ、すべて

**地域省（DEFRA）**

DEFRA:  
Department for  
Environment, Food and  
Rural Affairs

人々の生活の質の向上を図るための持続可能な開発を図ることを目的として、国内外の環境の改善と資源の持続可能な活用、持続可能な農業、漁業、食品産業の推進および農村経済の活性化を行う。

食品の安全性関連では、リスクの特定、リスク評価、リスクへの対処、事後評価と報告の四つの要素からなる「リスクマネージメント」を行うこととしている。

本部はロンドン。

DEFRA ホームページ <http://www.defra.gov.uk/>

11-1-4-2

**英国食品基準庁（FSA）**

FSA:  
Food Standards Agency

食品の安全性を監視する独立機関として設立。

食品由来の疫病の 2 割削減、より健康な食生活の推進、適正な表示の促進などを通じて消費者の信頼を獲得することを目的として、食品の安全性に関する助言や情報を消費者や政府の他機関に提供するとともに、消費者保護のための事業者の監視などを行う。

本部はロンドン。

FSA ホームページ <http://www.foodstandards.gov.uk/>

11-1-4-3

**仏食品衛生安全庁**

(AFSSA)  
AFSSA:  
Agence Française de  
Sécurité Sanitaire des  
Aliments

1999 年にリスク評価機関として設立。

食品や健康の監視を目的として、食品、飼料などの健康リスク評価、動物の疫病に関する調査研究、動物医薬品の許認可を行う。

AFSSA ホームページ <http://www.afssa.fr/>

11-1-4-4

**独連邦消費者保護・食  
料・農業省（BMVEL）**

BMVEL:  
Bundesministerium für  
Verbraucherschutz,  
Ernährung und

連邦食料・農業・林業省（BML:Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten）を再編（2001 年）した連邦政府の省の一つ。リスク管理機関。

BMVEL ホームページ

<http://www.verbraucherministerium.de/>

## Landwirtschaft

11-1-4-5

### **独連邦リスク評価研究所 (BfR)**

BfR:  
Bundesinstitut für  
Risikobewertung

科学的なリスク評価機関として設立。食品に関するリスクの削減を目的として、消費者の健康保護と食品の安全性に関するリスク評価、リスクコミュニケーション、リスク評価を行うための調査・分析、EU や国際機関に対する協力を行う。  
BfR ホームページ <http://www.bfr.bund.de/>

11-1-4-6

### **カナダ保健省 (Health Canada)**

Health Canada

連邦政府機関の一つ。  
カナダ国民の健康の維持と向上を目的として、健康政策の策定、健康に関する規制の実施、疫病の防止促進などを行う。  
食品の安全性関連では、食品の安全性に関する政策や基準の策定を行う。  
Health Canada ホームページ <http://www.hc-sc.gc.ca/>

11-1-4-7

### **カナダ食品検査庁 (CFIA)**

CFIA:  
Canadian Food  
Inspection Agency

連邦政府の 4 省にまたがっていた検査機能を統一した機関として、1997 年に設立。  
食品の安全性、動物の健康および植物保護を確保することを目的として、カナダ保健省によって策定された政策や基準を執行するとともに、食品、動物および植物の検査を行う。  
CFIA ホームページ <http://www.inspection.gc.ca/>

11-1-4-8

### **オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ)**

FSANZ:  
Food Standards  
Australia New Zealand

食品の安全の維持を図ることにより、オーストラリアおよびニュージーランドの国民の健康と安全を保護することを目的としたオーストラリアの政府機関。  
2 国間で統一した食品の規格や表示基準の策定を行うとともに、オーストラリアの生産から消費に至る衛生対策を行う。  
FSANZ ホームページ <http://www.foodstandards.gov.au/>

## 11-2 国内機関(29)

### 11-2-1 内閣府関係

11-2-1-1

#### 食品安全委員会

平成 15 年 7 月、食品安全基本法に基づき、規制や指導などのリスク管理を行う関係行政機関から独立して、リスク評価を科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行う機関として、内閣府に設置された。

委員会は 7 名の委員から構成され、その下に 16 の専門調査会が設置されている。

11-2-1-2

#### 総合科学技術会議

平成 13 年 1 月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。

各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案および総合調整を行うことを目的とする。

内閣総理大臣が総合科学技術会議の議長を務め、関係閣僚や有識者の 14 人が議員である。

11-2-1-3

#### 国民生活審議会

内閣総理大臣および関係各大臣の諮問機関として内閣府に設置され、国民生活の安定および向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策や一般消費者の利益の擁護および増進に関する基本的な政策などに関する重要な事項について調査・審議することとされている。

## 11-2-2 厚生労働省関係

11-2-2-1

#### 地方厚生局

厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、設置された。

国立病院・国立療養所の管理、麻薬などの取締り、福祉・衛生関係の監視指導、健康保険組合や厚生年金基金の監督などをを行う。

北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の各局、四国厚生支局、九州厚生局沖縄分室がある。

11-2-2

### **厚生科学審議会**

疾病的予防および治療に関する研究その他厚生労働省の所掌に関する科学技術および公衆衛生に関する重要事項について審議する機関。

省庁再編に伴い、平成 13 年に設置された。30 人の委員からなる。

感染症分科会、生活衛生適正化分科会がある。

11-2-3

### **薬事・食品衛生審議会**

薬事法、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（平成 16 年 4 月以降は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法）、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および食品衛生法の規定により、その権限に属させられた事項を処理する。

平成 13 年 1 月に設置された。

薬事分科会、食品衛生分科会があり、委員の定数は 30 人以内。

11-2-4

### **検疫所**

Quarantine Station

検疫法に基づき、海外からわが国に来航する航空機、船舶、貨物、旅客などを介して、国内に感染症の媒介動物、病原体などが侵入することを防止すること、並びに食品衛生法に基づき、輸入食品などの安全性を確保するため、わが国に輸入される食品などの輸入届出の審査および試験検査による監視指導を行うことを目的に設置されている機関。

このほか、海外渡航者に対して感染症情報の提供、感染症の予防接種の実施、食品の輸入に際しての相談業務などを行っている。

11-2-5

### **国立がんセンター**

National Cancer Center

戦後、日本人の疾病構造が変化し、がんによる死亡が増加し、さらに増加が予想されるため、国としてがん対策の必要性があつたことから、昭和 37 年に発足した。

運営部、病院（東京築地、千葉柏）、研究所（東京築地、千葉柏支所）による、診療、研究、研修、情報収集・発信を行って

いる。

11-2-2-6

**国立医薬品食品衛生研究所**

National Institute of  
Health Sciences

医薬品、食品、化学物質について、品質、安全性、有効性の評価のための試験、研究、調査を行っている。

明治 7 年に医薬品試験機関として発足。

国立衛生試験所への改称を経て平成 9 年より国立医薬品食品衛生研究所と改称した。

11-2-2-7

**国立感染症研究所**

National Institute of  
Infectious Diseases

感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、支援する。昭和 22 年に設立された。

感染症にかかわる基礎・応用研究、病原体の保管、試薬の標準化および標準品の製造・分与、感染症情報の収集・解析・提供、生物学的製剤の検定および品質管理、国際協力関係業務を行っている。

11-2-2-8

**独立行政法人**

**国立健康・栄養研究所**

National Institute of  
Health and Nutrition

公衆衛生の向上および増進を図るため、国民の健康の保持・増進および栄養・食生活に関する調査・研究を行っている。

大正 9 年に発足し、平成 13 年 4 月 1 日より独立行政法人となる。

11-2-3 農林水産省関係

11-2-3-1

**地方農政局**

農林水産省の地方行政組織で、北海道および沖縄県を除く全国を東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の 7 ブロックに管轄区域を分けて設置。なお、沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局がその任に当たる。

生産や消費の現場により近い国の機関として、地域の実情に合った各般の施策を実施している。

平成 15 年 7 月の農林水産省本省における消費・安全局の新設に伴い、各地方農政局において、食品分野における消費者

行政とリスク管理業務を担う「消費・安全部」を新設。

11-2-3-2

#### **地方農政事務所**

地域に密着して食品のリスク管理業務および主要食糧業務などをを行うため、平成 15 年 7 月に地方農政局の下に設置された機関（全国 38 ヶ所：なお、北海道には北海道農政事務所を設置）。

食品分野における消費者行政とリスク管理業務は、「消費・安全部」において実施している。

11-2-3-3

#### **消費者の部屋**

農林水産省が消費者とのコミュニケーションを深めるために昭和 59 年に設置。

農林水産行政一般、食料、食生活について、電話、FAX、メールによる消費者相談、子ども相談および特別展示を行っている。

農林水産省本省以外にも、各地方農政局などに設置している。

11-2-3-4

#### **食料・農業・農村政策審議会**

食料・農業・農村基本計画（平成 12 年 3 月 24 日閣議決定）の策定・変更に関する調査審議など食料・農業・農村政策の推進に当たっての重要事項を調査審議するため、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき、農林水産省に設置された機関。

下部機関として、企画部会、施策部会、統計部会の 3 部会と総合食料分科会、消費・安全分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会の 5 分科会を設置。

11-2-3-5

#### **食料・農業・農村基本問題調査会**

内閣総理大臣の諮問に応じ、食料、農業および農村に関する基本問題を調査審議するため、総理府本府に設置（庶務は農林水産省が処理）されていた調査会。

国民各界各層の代表者としての委員 20 名と、専門委員 15 名で構成され、平成 9 年 4 月から 2 年間、時限的に設置。

平成 9 年 4 月 18 日に内閣総理大臣からの諮問を受け、今後の食料・農業・農村政策の具体的な方向性や農業基本法に代わる新たな基本法の制定の必要性、方向性について、平成 10 年 9 月 17 日に答申。

11-2-3-6

**農業資材審議会**

農薬取締法、飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律、農業機械化促進法、種苗法に属された事項を処理するほか、農薬、飼料および飼料添加物、農業機械、種苗に関する重要事項を調査・審議する。

農薬分科会、飼料分科会、農業機械化分科会、種苗分科会という四つの分科会からなる。

11-2-3-7

**動物医薬品検査所**

National Veterinary  
Assay Laboratory

動物用医薬品が有効かつ安全であり、その役割を確実に果たし得るため、医薬品の開発、製造（輸入）、流通および使用の各段階での検査、指導などを行い、また、海外悪性伝染病ワクチンの安全性確認や家畜生産段階での薬剤耐性菌調査を行うなど動物衛生および公衆衛生の向上に貢献。

11-2-3-8

**動物検疫所**

The Animal Quarantine  
Service

昭和 22 年発足の動植物検疫所が昭和 27 年に植物検疫業務と分離して、動物検疫所として発足した動物検疫に関する専門機関。

外国から輸入される動物・畜産物などを介して家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するほか、外国に家畜の伝染性疾病を広げるおそれのない動物・畜産物などを輸出することによってわが国の畜産の振興に寄与すること、および輸出入される動物の検疫によって病原体が伝播されることを防止することにより公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

11-2-3-9

**独立行政法人**

**農林水産消費技術セン  
ター**

昭和 24 年に発足した輸出食料品検査所および輸出農林水産物検査所（平成 3 年に農林水産消費技術センターに改組）が平成 13 年 4 月に独立行政法人化した機関。

**Center for Food Quality,  
Labeling and Consumer  
Services**

消費者のテクニカルパートナーとして食の安全・安心に関する情報などをわかりやすく提供とともに消費者、生産者、事業者など関係者との意見交換による意見・要望などの行政施策への反映を行う役割を担う。

また、消費者と生産者・企業をつなぐ架け橋として JAS 制度を支え、食品などの品質および表示の適正化を図ることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

11-2-3-10

**独立行政法人**

**農業・生物系特定産業  
技術研究機構**

National Agriculture and  
Bio-oriented Research  
Organization

従来、国の機関として 12 試験研究機関で担っていた水田・畑作、園芸、畜産の研究を極める専門研究と、北海道から九州・沖縄まで多彩な風土の上に営まれる日本農業の経営と技術の革新を目指す研究を一元的に実施するため、平成 13 年 4 月 1 日に独立行政法人として設立された（平成 15 年 10 月 1 日に生物系特定産業技術研究推進機構と統合）。

わが国の農業に関する技術の向上と国民の食生活の向上に寄与することを使命に、水田・畑作・園芸・畜産などの専門分野別の研究と、多彩な風土の上に営まれる地域農業の経営・技術革新を目指す地域研究とを一元的に実施しており、11 の専門および地域研究所で構成されている。

11-2-3-11

**独立行政法人**

**農業環境技術研究所**

National Institute for  
Agro-Environmental  
Sciences

昭和 58 年 12 月に発足した農業環境技術研究所が平成 13 年 4 月に独立行政法人化した機関。

農業生態系の持つ自然循環機能に基づいた食料と環境の安全性の確保、地球的規模での環境変化と農業生態系との相互作用の解明、生態学・環境科学を支える基盤研究を行う。

11-2-3-12

**独立行政法人**

**食品総合研究所**

National Food Research  
Institute

昭和 9 年に発足した米穀利用研究所（昭和 47 年 12 月に食品総合研究所に改組）が平成 13 年 4 月に独立行政法人化した食品研究の専門機関。

食品研究の専門機関として、食と健康の科学的解析、食料の安全性確保と革新的な流通・加工技術の開発、生物由来の新たな機能の発掘とその利用など、食に係る科学と技術に関し、幅

広い研究を行っている。

食品産業、農林水産業の振興を通じ、健康で豊かな食生活や安全・安定な食料供給を支える技術システムの構築を目指す。

11-2-3-13

**独立行政法人**

**水産総合研究センター**

Fisheries Research

Agency

水産庁の試験研究機関を統合し、独立行政法人として平成 13 年 4 月に発足（平成 15 年 10 月に認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の事業を引き継ぐ）。

水産に関する技術上の向上等に寄与するため、国際的視野に立ったわが国の水産業の振興と活性化を目指し、水産海洋、水産資源、水産増養殖、水産工学、漁場環境保全、水産利用加工、水産経済などに関する研究を基礎・応用研究から栽培漁業に関する技術の開発、ならびに海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査まで、幅広く総合的に実施している。

11-2-3-14

**独立行政法人**

**肥飼料検査所**

Fertilizer and Feed

Inspection Services

昭和 22 年発足の肥料検査所と昭和 35 年に設置された飼料検査所が昭和 38 年に統合され設置された肥料および飼料に関する専門機関。平成 13 年の独立行政法人化により独立行政法人肥飼料検査所に組織改編された。

肥料の品質を保全しその公正な取引を確保するためおよび土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、肥料および土壤改良資材の検査、肥料の登録申請に対する調査などを行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに飼料の安全性を確保し、その品質の改善を図るため、飼料および飼料添加物の検査、特定飼料などの検定などを行っている。

11-2-3-15

**独立行政法人**

**農薬検査所**

Agricultural Chemicals

Inspection Station

農林水産省農薬検査所として 1947 年に発足し、平成 13 年 4 月に独立行政法人化した農薬に関する専門組織。

農薬の品質の適正化を図るための農薬登録検査と農薬の安全かつ適正な使用を図るための指導・取締りなどを行っている。

11-2-3-16

**独立行政法人**

農商務省山林局林業試験所として明治 38 年に発足。明治 43

**森林総合研究所**  
Forestry and Forest  
Products Research  
Institute

年に林業試験場に名称変更、昭和 22 年に林政統一により林業試験機関を合併、昭和 63 年に森林総合研究所に名称変更し、平成 13 年 4 月に独立行政法人化した機関。

森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

森林の新たな利用を推進し山村振興に資する研究の一環として、有用野生のこの新たな利用技術の開発、きのこ病虫害の動向調査、輸入シイタケの系統判別法の開発、きのこ類など遺伝資源の収集および保存等を実施している。

#### 11-2-4 環境省関係

##### 11-2-4-1

**独立行政法人**  
**国立環境研究所**  
National Institute for  
Environmental Studies

昭和 49 年に発足した国立公害研究所（平成 2 年 2 月に国立環境研究所に改組）が平成 13 年 4 月に独立行政法人化した機関。

環境の保全に関する科学的知見を得るとともに、環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。社会的要請の強い問題に即応する六つのプロジェクトチーム、環境政策の新たなニーズに対応する二つの研究センター、専門分野での研究を長期的展望で推進する六つの研究領域、さらにつべての研究の基盤となるモニタリングや計測技術あるいは環境情報の提供を担う二つの研究支援センターを核として構成。

##### 11-2-4-2

**中央環境審議会**

環境基本法第 41 条に基づき、環境省の機関として、平成 13 年 1 月 6 日設置。

環境の保全に関する基本的な計画について環境大臣が案を作成し、閣議決定を行う環境基本計画に関し、環境大臣に意見具申を行うとともに、環境大臣または関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項の調査審議などを行う。

委員 30 人で構成。